

白藤福祉社会定款細則

社会福祉法人 白藤福祉社会

社会福祉法人白藤福祉会定款細則

平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人白藤福祉会（以下「法人」という。）定款（平成 29 年 4 月 1 日。以下「定款」という。）第 41 条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 評議員会

(評議員会の招集)

第 2 条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の 10 日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件を添付するものとする。

(関係者の出席)

第 3 条 議長は、必要あるときは評議員会へ職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明をさせることができる。

(議事録)

第 4 条 議長が評議員会において選任した議事録署名人は、評議員会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第 5 条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会終了後 14 日以内に送付するものとする。

第 3 章 理事会

(議決事項)

第 6 条 理事会で決定すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務負担及び権利の放棄
- (3) 定款及び定款細則の変更
- (4) 基本財産の処分（取り崩し、売却、交換、貸与等使用権の設定及び運用財産等の切り替え）及び担保提供
- (5) 評議員候補者の選任
- (6) 評議員選任・解任委員会委員の選任
- (7) 園長の任免及び重要な人事

- (8) 金銭の借入
- (9) 借入金の償還計画の変更
- (10) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (11) 施設用財産に関する契約（工事又は製造の請負契約は、250万円以上、食料品又は物品等の買入に係る契約は、160万円以上のもの）及びその他重要な契約事務
- (12) 規程の制定又は変更
- (13) 寄附金の募集に関する事項
- (14) 合併又は解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (15) 新たな事業の経営又は受託
- (16) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (17) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長の職務の代理者の選任
- (18) その他法人の業務に関する重要事項

（報告事項）

第7条 理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施する検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 定款第25条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

（理事会の招集等）

第8条 第2条から第5条までの規定は、理事会において準用する。

第4章 監事

（監査の実施）

第9条 定款第18条に規定する監事の監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び決算書の作成後、毎年度6月に開催する理事会及び評議員会の前日までに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ監査事項を定めておくものとする。

（監査報告書）

第10条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印のうえ理事長に提出するとともに、理事会及び評議員会で報告するものとする。

第5章 役員の選任

(選任手続き)

第11条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

- 2 理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に宣誓書及び履歴書を徴するものとする。
- 3 理事長は、評議員会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。
- 4 前項の規定により選任された役員は、任期開始前日までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

第6章 事務の専決

(事務の専決)

第12条 理事長又は園長が専決することのできる事項は、別記のとおりとする。

(専決の報告)

第13条 理事長又は園長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(変更等)

第14条 この細則を変更しようとするときは、理事会の同意を得て評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別記（第12条関係）

I 理事長専決事項

- 1 職員（園長及び臨時職員を除く。）の任免に関する事。
- 2 債権の免除又は効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 3 設備資金の借入に係る契約であつて予算範囲のもの
- 4 工事又は製造の請負については100万円以上250万円未満の契約、**食料品又は物品等**の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること。
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円未満のもの
- 6 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの
- 7 予算上の予備費の支出
- 8 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重要な影響があるものを除く。）
- 9 役員及び園長の旅行命令及び復命に関する事。
- 10 園長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事。
- 11 職員の昇給及び昇格に関する事。
- 12 各種証明書の交付に関する事。
- 13 行政官庁からの照会に関する事。（定例又は軽易な事項は除く。）

II 園長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制、福利厚生等の労働管理に関する事。
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事。
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事。
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事。
- 5 臨時職員の任免に関する事。
- 6 所属職員の扶養手当、勤務手当、住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事。
- 7 人件費の執行並びにその他の科目で予算計上された1件の予定価格が100万円未満の契約及び執行に関する事。
- 8 収入（寄付金を除く。）事務に関する事。
- 9 利用者の日常の処遇に関する事。
- 10 預かり金の管理に関する事。
- 11 行政官庁から照会に関する事。
- 12 その他定例又は軽易な事項